

喫煙場所廃止のお知らせ

「健康増進法を一部改正する法律」及び兵庫県「受動喫煙の防止等に関する条例」の改正に基づき、令和元年7月1日から行政機関の敷地内での喫煙が禁止されたため、

令和元年6月28日（金）17時

を持ちまして、当喫煙場所を廃止します。今後喫煙できませんのでご留意お願い致します。

法改正の趣旨（受動喫煙防止）に基づき、税関敷地内での禁煙についてご理解とご協力をよろしくお願い致します。

神戸税関庁舎管理者